

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 3 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）<u>第 4 条第 2 項第 2 号、第13条第 1 項及び第 2 項、第15条（法第32条第 2 項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第21条、第22条第 5 号、第28条第 1 項、第 2 項、第 4 項（これらの規定を法第31条の 3 第 2 項の規定により適用する場合及び法第31条の13第 1 項において準用する場合を含む。）</u>及び<u>第 5 項第 1 号ロ（法第31条の 3 第 1 項、第31条の 8 第 1 項、第31条の13第 1 項及び第31条の18第 1 項において準用する場合を含む。）</u>並びに<u>第33条第 4 項の規定に基づき、風俗営業の営業地域及び営業時間並びに風俗営業者の遵守事項、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業（法第31条の 2 第 4 項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。）</u>及び<u>店舗型電話異性紹介営業の禁止区域、営業地域及び営業時間、性風俗関連特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域並びに深夜における酒類提供飲食店営業の営業地域等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）<u>の実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(風俗営業の営業時間の延長)</p> <p>第 4 条 <u>法第13条第 1 項の条例で定める時は、午前 1 時とする。</u></p>

(風俗営業の営業時間の延長)

第4条 法第13条第1項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、次の各号に掲げる日とし、同項の当該事情のある地域として条例で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時とする。

(風俗営業の営業延長許容地域)

第5条 法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、盛岡市、奥州市及び北上市の区域のうち公安委員会規則で定める地域とする。

(風俗営業の営業時間の制限)

第6条 法第2条第1項第1号から第6号までの営業、同項第7号のまあじゅん屋又は同項第8号の営業を営む風俗営業者は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第3条第1項第2号に掲げる地域(以下「第一種低層住居専用地域等」という。)においては、日出時から午前9時までの時間において、その営業を営んではならない。

2 法第2条第1項第7号の営業(まあじゅん屋を除く。)を営む風俗営業者は、第一種低層住居専用地域等においては、日出時から午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時(第4条第1項に定める日にあつては、午前1時)までの時間において、その営業を営んではならない。

(風俗営業に係る騒音及び振動の規制)

第7条 法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

(習俗的行事その他の特別な事情のある日等)

第5条 法第13条第1項第1号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は、次の各号に掲げる日とし、同項第1号の当該事情のある地域として条例で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(風俗営業の営業延長許容地域)

第6条 法第13条第1項第2号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、盛岡市、奥州市及び北上市の区域のうち公安委員会規則で定める地域とする。

(風俗営業の営業時間の制限)

第7条 法第2条第1項第1号から第3号までの営業、同項第4号のまあじゅん屋又は同項第5号の営業を営む風俗営業者は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第3条第1項第2号に掲げる地域(以下「第一種低層住居専用地域等」という。)においては、午前6時後午前9時までの時間において、その営業を営んではならない。

2 法第2条第1項第4号の営業(まあじゅん屋を除く。)を営む風俗営業者は、第一種低層住居専用地域等においては、午前6時後午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時前(第5条第1項に定める日にあつては、午前1時まで)の時間において、その営業を営んではならない。

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制)

第8条 法第15条(法第31条の23及び第32条第2項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に

2 [略]

(風俗営業者の遵守事項)

第8条 [略]

(遊技場営業者の遵守事項)

第9条 法第2条第1項第7号又は第8号の営業を営む風俗営業者は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守し、及び従業者に遵守させなければならない。

(1)・(2) [略]

2 法第2条第1項第7号の営業(まあじゃん屋を除く。)を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守し、及び従業者に遵守させなければならない。

(1)・(2) [略]

(年少者の立入禁止)

第10条 法第22条第5号の条例で定める年齢は16歳と、時は午後6時とする

—

(店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設)

第11条 法第28条第1項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設と

応じ、それぞれ同欄(法第31条の23及び第32条第2項において読み替えて準用する場合にあっては、深夜に係る部分に限る。)に定めるとおりとする。

2 [略]

(風俗営業者の遵守事項)

第9条 [略]

(遊技場営業者の遵守事項)

第10条 法第2条第1項第4号又は第5号の営業を営む風俗営業者は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守し、及び従業者に遵守させなければならない。

(1)・(2) [略]

2 法第2条第1項第4号の営業(まあじゃん屋を除く。)を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守し、及び従業者に遵守させなければならない。

(1)・(2) [略]

3 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、第1項の規定によるほか、午後6時から午後10時前の時間において、16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないことを遵守し、及び従業者に遵守させなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設)

第11条 法第28条第1項(法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の店舗型性風俗特殊営業、受付所営業(法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。)

して条例で定めるものは、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第13条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者は、午前零時から日出時までの時間（以下「深夜」という。）においては、その営業を営んではならない。

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制)

第15条 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右

次条及び第13条において同じ。)及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設として条例で定めるものは、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(店舗型性風俗特殊営業、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第13条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者は、午前零時から午前6時までの時間（以下「深夜」という。）においては、その営業を営んではならない。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第15条 法第31条の23において読み替えて準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、第6条の公安委員会規則で定める地域（別表第5の左欄に掲げる施設ごとに、当該施設の敷地（これらの用に供するものとして決定した土地を含む。）から同表の右欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離以内の地域を除く。）とする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第16条 特定遊興飲食店営業者は、県内全域において、午前5時から午前6時までの時間において、その営業を営んではならない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第17条 特定遊興飲食店営業者は、午後6時から午後10時前の時間において、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合には、保護者の同伴を求めることを遵守し、及び従業者に遵守させなければならない。

2 第9条の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。この場合において、同条第2号中「風俗営業」とあるのは、「特定遊興飲食店営業」と読み替えるものとする。

欄（深夜に係る部分に限る。）に定めるとおりとする。

2 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の営業地域の制限）

第16条 [略]

別表第2（第7条、第15条関係）

[略]

備考1 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。

2 「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。

別表第3（第12条関係）

区分	地域	
[略]		
法第2条第6項第4号の営業	(1) 次のいずれかに該当する構造設備を有する施設において営む営業 ア～ウ [略] <u>盛岡市、宮古市、大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、江刺市、二戸市、岩手郡、紫波郡、稗貫郡、和賀郡、胆沢郡、西磐井郡、東磐井郡、気仙郡、上閉伊郡、下閉伊郡（川井村のうち大字古田、大字片巢及び大字夏屋を除く。）、九戸郡（山形村のうち大字小国及び九戸村のうち大字雪屋を除く。）及び二戸郡の区域</u>	
	(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、江刺市、二戸市、岩手郡、紫</u>

（深夜における酒類提供飲食店営業の営業地域の制限）

第18条 [略]

（風俗環境保全協議会を置く地域）

第19条 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、第6条の公安委員会規則で定める地域とする。

別表第2（第8条関係）

[略]

備考1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。

2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。

別表第3（第12条関係）

区分	地域	
[略]		
法第2条第6項第4号の営業	(1) 次のいずれかに該当する構造設備を有する施設において営む営業 ア～ウ [略] <u>県内全域（宮古市古田、片巢及び夏屋、久慈市山形町小国並びに九戸郡九戸村大字雪屋を除く。）</u>	
	(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関	<u>県内全域（宮古市古田、片巢及び夏屋、久慈市山形町小国、下閉伊郡岩泉町鼠入、上有芸及び下有芸並びに九戸郡九戸村大字雪屋を除</u>

<p>する法律施行令 （昭和59年政令 第319号。以下 「政令」という 。）第3条第2 項に規定する構 造を有する施設 において営む営 業（（1）に掲げ るものを除く。 ）</p>	<p><u>波郡、稗貫郡、和賀郡、胆沢郡、西磐井郡、東磐井郡、気仙郡、上閉伊郡、下閉伊郡（岩泉町のうち鼠入、上有芸及び下有芸並びに川井村のうち大字古田、大字片巢及び大字夏屋を除く。）、九戸郡（山形村のうち大字小国及び九戸村のうち大字雪屋を除く。）及び二戸郡の区域</u></p>
[略]	
[略]	

備考 この表に掲げる法第2条第6項第4号の営業のうち(1)及び(2)の営業に係る地域の名称は、昭和59年4月1日における名称とし、この表において定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表第4（第14条関係）

[略]

<p>する法律施行令 （昭和59年政令 第319号。以下 「政令」という 。）第3条第2 項に規定する構 造を有する施設 において営む営 業（（1）に掲げ るものを除く。 ）</p>	<p>く。)</p>
[略]	
[略]	

別表第4（第14条関係）

[略]

別表第5（第15条関係）

区 分	距 離		
	第一種住居地域等	商業地域	第一種住居地域等及び商業地域以外の地域
病院等	60メートル	10メートル	30メートル

児童福祉施設	100メートル	30メートル	60メートル
--------	---------	--------	--------

備考 「児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例の一部改正）

第2条 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘発する行為等の規制に関する条例（平成13年岩手県条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（利用カード販売等の規制）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 何人も、法第2条第1項に規定する風俗営業に係る営業所（<u>同項第8号</u>の営業に係るものを除く。）並びに同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「店舗型営業所」という。）の屋内を除き、自動販売機による利用カード販売等を行ってはならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>（利用カード販売等の規制）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 何人も、法第2条第1項に規定する風俗営業に係る営業所（<u>同項第5号</u>の営業に係るものを除く。）並びに同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「店舗型営業所」という。）の屋内を除き、自動販売機による利用カード販売等を行ってはならない。</p> <p>3・4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。